平成２４年（フ）第１８号
福岡県大牟田市本町３丁目１番地３　パールマンション有明101号
債務者　嶋　　繁博
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１４８号
長崎県長崎市式見町228番地、住民票上の住所長崎県長崎市小江原２丁目15番２―302号
債務者　森﨑みえ子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
長崎県諫早市多良見町木床1287番地18
債務者　村瀬　正喜
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長崎県大村市富の原２丁目280番地１　メルベーユ富の原Ｄ102、前住所長崎県大村市木場２丁目512番地　ミリオネアハイツ202号
債務者　冨浦　辰博
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
長崎県大村市黒丸町600番地５、前住所長崎市木場町1589番地１
債務者　林田　勇次
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
香川県高松市中野町25番８　中野町ハイツ102号室
債務者　関　　正人
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３８０号
千葉市中央区今井２丁目３番６号Ｂｌｏｏｍ305号
債務者　工藤　　葵
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３２号
千葉県市原市西五所18番地１県営住宅10棟305号
債務者　阿部　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４４号
千葉県市原市立野259番地
債務者　石川　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５０号
千葉県市川市新田２丁目26番14号　ロイヤルワコー203号
債務者　落合　秀一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６２号
千葉県市川市柏井町２丁目1285番地
債務者　三浦　勝彦
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番７棟302号
債務者　大谷　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８０号
千葉県船橋市薬円台５丁目14番16号ドミトリー翔第２―203号
債務者　武丸　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０２号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番15棟409号
債務者　鈴木　啓友
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１０号
千葉市中央区市場町２番９号　ダイアパレス千葉県庁前1204号
債務者　佐藤　秋子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１５号
千葉市花見川区朝日ケ丘４丁目７番13号　ハイツクボタ101号
債務者　池田　初江
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２５号
千葉県船橋市二和東６丁目15番１棟101号
債務者　山田　博行
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係